



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 1
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表（森林管理課）…………… 1

告 示

沖縄県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市上地中部地区県営農地整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和 7 年 2 月 5 日から同年 3 月 6 日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 2 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡宜野座村字漢那安田根又原2498番1
- 2 保安林として指定された目的 水害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

沖縄県告示第33号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和 7 年 2 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 区域及び期間

- (1) 区域 今帰仁村、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）
- (2) 期間 令和 7 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3 に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3 に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
 - (3) 3 に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
 - (4) 知事は、3 に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
 - (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
--	--